

那覇市公報

第1503号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 300

◇規 則

- 那覇市契約規則の一部を改正する規則（契約検査室）…………… 301
- 那覇市消防表彰規則の一部を改正する規則（消防本部総務課）…………… 303
- 那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則（健康推進課）…………… 305
- 那覇市土地利用事業者選定委員会規則の一部を改正する規則（管財課）…… 307
- 那覇市組織機構の改正に伴う関係規則の整備に関する規則（行政経営課）
…………… 308
- 那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）…………… 311
- 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（消防本部予防課）…… 312
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部を改正
する規則（人事課）…………… 320

◇訓 令

- 那覇市公有財産検討委員会規程の一部を改正する訓令（管財課）…………… 321
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（行政経営課・共同訓令）
…………… 323

◇告 示

- 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料の収納事務委託について
（壺屋焼物博物館）…………… 324

○那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について (壺屋焼物博物館)	324
○平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示 について (総務課)	325
○随 意 契 約 の 公 表 に つ い て (ク リ ー ン 推 進 課)	325
○那覇市発注予定 (工事) の公表について (契約検査室)	326
○平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課)	327

◇消防本部訓令

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	323
---------------------------------------	-----

◇上下水道局規程

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	323
---------------------------------------	-----

◇教育委員会教育長訓令

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	323
---------------------------------------	-----

◇公平委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	329
---------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第18号

平成21年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保健福祉事業) 第5条 本市は、法第115条の41に規定する保健福祉事業として、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付として、高額介護サービス資金貸付事業を行う。	(保健福祉事業) 第5条 本市は、法第115条の47に規定する保健福祉事業として、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付として、高額介護サービス資金貸付事業を行う。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成21年5月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第21号

平成21年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(最低制限価格) 第15条 市長は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の<u>10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めなければならない。ただし、測量業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあっては、10分の8から10分の6までの範囲内とする。</u> 2 [略]	(最低制限価格) 第15条 市長は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の<u>10分の6から10分の9までの範囲内において定めなければならない。</u> 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市契約規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

那覇市規則第22号

平成21年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防表彰規則の一部を改正する規則

那覇市消防表彰規則(平成4年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(表彰の推薦) 第8条 消防本部課長、消防署長及び消防団長は、表彰に値する功労又は善行があると認めるときは、表彰推薦書(様式)により消防長に推薦するものとする。 (表彰審査会) 第9条 [略] 2 [略] 3 会長に消防長を、副会長に副消防長を、委員に消防本部課長、消防署長及び消防団長をもって充てる。 4～5 [略]	(表彰の推薦) 第8条 消防本部課長、<u>室長</u>、消防署長及び消防団長は、表彰に値する功労又は善行があると認めるときは、表彰推薦書(様式)により消防長に推薦するものとする。 (表彰審査会) 第9条 [略] 2 [略] 3 会長に消防長を、副会長に副消防長を、委員に消防本部課長、<u>室長</u>、消防署長及び消防団長をもって充てる。 4～5 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第23号

平成21年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市健康診査費用徴収規則の一部を改正する規則

那覇市健康診査費用徴収規則(平成10年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(費用の徴収及び額) 第4条 市長は、健康診査を受ける者又はその者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から健康診査に要する費用の一部を徴収する。ただし、健康診査を受ける者が次に掲げる者であるときは、その費用を徴収しないものとする。 (1) [略] (2) 国民健康保険に加入している者で受診時に<u>当該保険証</u>を提示したもの 2～3 [略] 別表(第4条関係) <table><tr><td>健康診査の種類</td><td>個別検診</td><td>集団検診</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>一般健康診査</td><td>[略]</td><td>∟</td></tr></table>	健康診査の種類	個別検診	集団検診	[略]			一般健康診査	[略]	∟	(費用の徴収及び額) 第4条 [略] (1) [略] (2) 国民健康保険に加入している者で受診時に<u>国民健康保険被保険者証</u>を提示したもの (3) <u>後期高齢者医療制度に加入している者で受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示したもの</u> 2～3 [略] 別表(第4条関係) <table><tr><td>健康診査の種類</td><td>個別検診</td><td>集団検診</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>一般健康診査</td><td>[略]</td><td><u>1,000円</u></td></tr></table>	健康診査の種類	個別検診	集団検診	[略]			一般健康診査	[略]	<u>1,000円</u>
健康診査の種類	個別検診	集団検診																	
[略]																			
一般健康診査	[略]	∟																	
健康診査の種類	個別検診	集団検診																	
[略]																			
一般健康診査	[略]	<u>1,000円</u>																	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。																			

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第24号

平成21年 5 月 1 日

公 布 済

那覇市土地利用事業者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地利用事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市土地利用事業者選定委員会規則(平成18年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 本市が那覇市土地開発公社から取得した土地 <u>を利用させる事業者の選定</u> に関する事。こと。 (2) [略]	(担任事務) 第2条 [略] (1) 本市が那覇市土地開発公社から取得した土地 <u>を利用等させる事業者の公募による選定</u> に関する事。こと。 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

那覇市規則第25号

平成21年 5 月 15 日

那覇市組織機構の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市職員職名等規則の一部改正)

第1条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(職員) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>主幹級</td><td>主幹 専門主幹</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	職位	職名	[略]		主幹級	主幹 専門主幹	[略]		(職員) 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>主幹級</td><td>主幹 専門主幹 館長(壺屋焼物博物館の館長に限る。)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	職位	職名	[略]		主幹級	主幹 専門主幹 館長(壺屋焼物博物館の館長に限る。)	[略]	
職位	職名																
[略]																	
主幹級	主幹 専門主幹																
[略]																	
職位	職名																
[略]																	
主幹級	主幹 専門主幹 館長(壺屋焼物博物館の館長に限る。)																
[略]																	
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。																	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表 職員等の職務等級区分表 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>職員等</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>2等級の職務にある者</td><td>部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防</td></tr> </table>	区分	職員等	[略]		2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防	別表 職員等の職務等級区分表 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>職員等</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>2等級の職務にある者</td><td>部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、館長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、</td></tr> </table>	区分	職員等	[略]		2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、館長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、
区分	職員等												
[略]													
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、博物館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防												
区分	職員等												
[略]													
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、館長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長、												

	司令長、消防司令		消防司令
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、係長、主査、専門主査、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員	3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、 <u>壺屋焼物博物館の館長</u> 、係長、主査、専門主査、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
[略]		[略]	

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)
[略]	[略]
主査	主査
議会事務局の係長 教育委員会事務局の主査又は専門員主査 教育機関の主査、分館長、副所長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査	議会事務局の <u>主査</u> 教育委員会事務局の主査又は専門員主査 教育機関の主査、分館長、副所長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査

備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
--

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第26号

平成21年 5 月 15 日

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(前金払) 第63条 令第163条第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費。ただし、その額は、当該請負代金額の<u>10分の4</u>以内とする。 (3)～(8) [略] 2 [略]	(前金払) 第63条 [略] (1) [略] (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費。ただし、その額は、当該請負代金額の<u>10分の6</u>以内とする。 (3)～(8) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第27号

平成21年 5 月 15 日

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)第55条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (標識及び表示板等) 第2条 条例第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び第3項、第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号並びに第46条第4号に規定する標識及び表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。 2 [略] (防火対象物の使用開始の届出) 第3条 条例第50条第1項に規定する防火対象物の使用開始の届出は、防火対象物使用開始届出書(第1号様式)によるものとする。 (消防訓練実施の届出) 第4条 条例第50条第3項に規定する消防訓練の届出は、消防訓練実施届出書(第2号様式)によるものとする。 2 消防訓練が行われたときは、前項の届出書の写しに実施済印(第2号様式の2)を押して届出者に交付するものとする。 (火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 条例第51条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)第64条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (標識及び表示板等) 第2条 条例第11条第1項第5号及び第3項、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び第3項、第31条の2第1号、第33条第2項、第34条第5号並びに第51条第4号に規定する標識及び表示板等の規格は、別表第1及び別表第2によるものとする。 2 [略] (消防訓練実施の届出) 第3条 条例第55条第2項に規定する消防訓練の届出は、消防訓練実施届出書(第1号様式)によるものとする。 2 消防訓練が行われたときは、前項の届出書の写しに実施済印(第1号様式の2)を押して届出者に交付するものとする。 (防火対象物の使用開始の届出) 第4条 条例第57条に規定する防火対象物の使用開始の届出は、防火対象物使用開始届出書(第2号様式)によるものとする。 (火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。

(1) 条例第51条第1号から第8号の2までに掲げる設備 炉、厨房設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、火花を生ずる設備設置届出書(第3号様式)

(2) 条例第51条第9号から第11号までに掲げる設備 変電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書(第4号様式)

(3) 条例第51条第12号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(第5号様式)

(4) 条例第51条第13号に掲げる設備 水素ガスを充てんする気球の設置届出書(第6号様式)

2 [略]

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第6条 条例第52条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、第1号、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。

(1) 条例第52条第1号に掲げる行為 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(第7号様式)

(2) 条例第52条第2号に掲げる行為 煙火打上げ、仕掛け届出書(第8号様式)

(3) 条例第52条第3号に掲げる行為 催物開催届出書(第9号様式)

(4) 条例第52条第4号に掲げる行為 水道断、減水届出書(第10号様式)

(5) 条例第52条第5号に掲げる行為 道路工事届出書(第11号様式)

2 [略]

(1) 条例第58条第1号から第8号の2までに掲げる設備 炉、厨房設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、火花を生ずる設備設置届出書(第3号様式)

(2) 条例第58条第9号から第12号までに掲げる設備 変電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書(第4号様式)

(3) 条例第58条第13号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(第5号様式)

(4) 条例第58条第14号に掲げる設備 水素ガスを充てんする気球の設置届出書(第6号様式)

2 [略]

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、第1号、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。

(1) 条例第59条第1号に掲げる行為 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(第7号様式)

(2) 条例第59条第2号に掲げる行為 煙火打上げ、仕掛け届出書(第8号様式)

(3) 条例第59条第3号に掲げる行為 催物開催届出書(第9号様式)

(4) 条例第59条第4号に掲げる行為 水道断、減水届出書(第10号様式)

(5) 条例第59条第5号に掲げる行為 道路工事届出書(第11号様式)

2 [略]

(指定洞とう道等の届出)

第7条 条例第53条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出は、指定洞とう道等届出書(第12号様式)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第53条第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあっては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

(1)～(3) [略]

3 条例第53条第2項に規定する重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第8条 条例第53条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料物質、放射性物質、火薬類、易燃性物質、高压ガス、有毒ガス、貯蔵、取扱届出書(第12号様式の2)によるものとする。

2 [略]

(指定数量未満の危険物等の届出)

第9条 条例第54条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵、取扱届出書(第13号様式)によるものとする。

2 [略]

(届出書)

第10条 第3条、第5条及び前3条の規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。

2 [略]

(申出書)

第11条 条例第54条の2に規定するタンクの水張検査等の申出は、少量危険物、指

(指定洞とう道等の届出)

第7条 条例第60条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出は、指定洞とう道等届出書(第12号様式)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第60条第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあっては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

(1)～(3) [略]

3 条例第60条第2項に規定する重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第8条 条例第61条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料物質、放射性物質、火薬類、易燃性物質、高压ガス、有毒ガス、貯蔵、取扱届出書(第12号様式の2)によるものとする。

2 [略]

(指定数量未満の危険物等の届出)

第9条 条例第62条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵、取扱届出書(第13号様式)によるものとする。

2 [略]

(届出書)

第10条 第4条、第5条及び前3条の規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。

2 [略]

(申出書)

第11条 条例第63条に規定するタンクの水張検査等の申出は、少量危険物、指定

定可燃物タンク検査申出書(第15号様式)によるものとする。 2～3 [略] 第1号様式 [略] [第2号様式 別記] [第2号様式の2 別記]	可燃物タンク検査申出書(第15号様式)によるものとする。 2～3 [略] [第1号様式 別記] [第1号様式の2 別記] 第2号様式 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示がない場合は、当該改正後様式を加える。 3 改正様式の表示に対応する改正後様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の那覇市火災予防条例施行規則第1号様式、第2号様式及び第2号様式の2による用紙で、現に残存するものは、適宜修正の上、使用することができる。

[改正後 別記]

第1号様式

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

		年 月 日
那覇市消防長 殿		管理権限者 印
防 火 対 象 物	所 在 地	
	政令別表第1 に掲げる区分	
	名 称	
	防 火 管 理 者	
	収 容 人 員	
日 時		
訓 練 の 種 別		
訓 練 の 概 要		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正後 別記]
第1号様式の2



[改正前 別記]
第2号様式

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

那覇市消防長		殿	年	月	日
			管理権限者 印		
防 火 対 象 物	所 在 地				
	政令別表第1 に掲げる区分				
	名 称				
	防 火 管 理 者				
	収 容 人 員				
日		時			
訓 練 の 種 別					
訓 練 の 概 要					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

[改正前 別記]
第2号様式の2



那覇市規則第28号

平成21年 5 月 15 日

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(準用) 第5条 この規則に定めるもののほか、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いについては、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の規定(第2条第1号から第6号まで、第3条第2項及び第4項、第6条第3項、第8条、第10条、<u>第11条並びに第15条から第18条までの規定を除く。</u>)を準用する。	(準用) 第5条 この規則に定めるもののほか、臨時職員の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いについては、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の規定(第2条第1号から第6号まで、第3条第2項及び第4項、第6条第3項、第8条、第10条<u>並びに第11条の規定を除く。</u>)を準用する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成21年5月15日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第4号

平成21年5月1日

施 行 済

那覇市公有財産検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公有財産検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市公有財産検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項を検討するため、那覇市公有財産検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (委任) 第8条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。	(設置) 第1条 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項(<u>土地開発公社健全化推進室の担当事務に係る事項は除く。</u>)を検討するため、那覇市公有財産検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (委任) 第8条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 5 号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第 9 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 12 号
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 6 号
平 成 2 1 年 5 月 1 5 日

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市上下水道事業管理者 松 本 親

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程(平成15年那覇市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号)の一部を改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務局	秘書広報課長、平和交流・男女参画室長、経営企画室教育委員会担当主幹、財政課長、税制課長、市民協働推進課長、文化振興課長、労働農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長、障害福祉課長、チャーがんじゅう課長、都市計画課長、建設企画課担当副参事、花とみどり課長
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、施設管理課長、学校教育課長、総合青少年課長、学務課長、学校給食室長、中央公民館長、中央図書館長、壺屋焼物博物館長、教育研究所長、学校給食センター所長

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務局	秘書広報課長、平和交流・男女参画室長、企画調整課教育委員会担当の副参事又は主幹、財政課長、税制課長、市民協働推進課長、文化振興課長、博物館長、商工農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長、障がい福祉課長、チャーがんじゅう課長、都市計画課長、建設企画課長、花とみどり課長
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、施設管理課長、学校教育課長、総合青少年課長、学務課長、学校給食室長、中央公民館長、中央図書館長、教育研究所長、学校給食センター所長

告 示

那覇市告示第 2 3 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4 |
| 3 受託者の名称 | 社団法人那覇市観光協会
会長 米 村 幸 政 |
| 4 委託期間 | 平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日 |

那覇市告示第 2 7 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市字識名 1 1 9 6 番地 2 |
| 3 受託者の名称 | 新報警備保障総合ビル管理(株)
代表取締役 小 林 恒 久 |

4 委託期間 平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 4 4 号

平成 2 1 年 4 月 2 7 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加す
る。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

1 委員会の採択陳情

繁多川二丁目の火災危険区域への防災道路の整備について

2 委員会への付託陳情

(1) おもろまち自治会区域の細分化について

(2) ペット葬祭場の異臭・煙等被害及び今後の対策について

那覇市告示第 4 5 号

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那
覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。 なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出(平成21年5月15日(金)まで)
契約担当課	環境部クリーン推進課（889－3567）

＊詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第46号

平成21年5月1日

掲 示 済

那覇市発注予定（工事）の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項及び同法施行令（平成13年政令第34号）第5条第1項の規定に基づき、「平成21年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 公表リストの名称
平成21年度執行予定建設工事公表リスト
- 2 公表の事項

(1) 件名	(2) 予定期間
(3) 業種	(4) 概要
(5) 入札・契約方法	(6) 時期

3 公表の期間

平成 2 1 年 5 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

4 閲覧の場所

都市計画部契約検査室窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

那覇市告示第 5 4 号

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 招集の日 平成 2 1 年 5 月 1 8 日 (月)

2 招集の場所 那覇市議会議場

3 付議事件名

(1) 那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

(2) 平成 2 1 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(3) 平成 2 1 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)

(4) 議決内容の一部変更について

(5) 議決内容の一部変更について

(6) 議決内容の一部変更について

(7) 専決処分の報告について (車両物損事故)

(8) 専決処分の報告について (那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定)

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第3号

平 成 2 1 年 4 月 2 2 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

機関	職
[略]	
市長部局	(1)～(3) [略] (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 <u>経営企画室組織定員担当主幹</u> (5) 秘書広報課秘書事務担当主査 人事課人事担当主査 人事課給与担当主査 <u>経営企画室組織定員担当主査</u>
[略]	

備考

1～10 [略]

11 表中「壺屋焼物博物館」とは、那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)第2条に規定する那覇市立壺屋焼物博物館をいう。

12 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

機関	職
[略]	
市長部局	(1)～(3) [略] (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 <u>行政経営課組織定員担当主幹</u> (5) 秘書広報課秘書事務担当主査 人事課人事担当主査 人事課給与担当主査 <u>行政経営課組織定員担当主査</u>
[略]	

備考

1～10 [略]

11 [略]